

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市PCR検査費用補助金
補助の区分	事業補助（奨励補助）
補助の概要	新型コロナウイルス感染書への感染拡大防止対策と社会経済活動の両立及び危機管理体制の構築を支援するため、市内事業所が事業主、役員又は従業員その他感染拡大防止のために必要な者を対象に自主的に実施するPCR検査費用に対して補助する。
補助事業者	市内に事業所を有する法人又は個人事業者
補助対象経費	新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査費用
類似補助の有無	無
	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	1 検体当たりの補助対象経費の2分の1（5,000円を上限） 事業所内で新型コロナウイルスの感染者が発生した場合は、行政検査の対象とならない従業員等及び市長が必要と認める者の検査に限り、1 検体当たり補助対象経費の3分の2（1万円を上限）
	○少額（5万円以下）補助金の理由 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に必要な施策のため
補助率等	1 検体当たりの補助対象経費の2分の1（5,000円を上限） 事業所内で新型コロナウイルスの感染者が発生した場合は、行政検査の対象とならない従業員等及び市長が必要と認める者の検査に限り、1 検体当たり補助対象経費の3分の2（1万円を上限）
	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に必要な施策のため
数値目標等	B 数値化困難 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に対する補助であるため数値化はできない。
	○目標に対する費用対効果（計算式） 算出不可 ○目標を数値化できない理由及び他の評価方法
補助制度開始	令和2年12月23日
見直し時期	令和4年9月30日
補助終期	令和5年3月31日
	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） ホームページで公開
事業担当	（担当部署） 健康医療対策課
	（電話番号） 0259-63-3115